

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 8日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒351-0034

住 所 埼玉県朝霞市西原1-1-1

氏 名 株式会社武蔵野
代表取締役社長 安田 信行

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 048-487-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社武蔵野 千葉工場
事業場の所在地	千葉県八千代市上高野1355-32
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：食料品製造業
② 事業の規模	生産高 9,482百万円
③ 従業員数	600名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①確認

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙②確認

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	t	t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>製造工程において、原材料ロスの低減、不良品の低減に取り組み、廃棄物の抑制を行っている。(食残・廃プラ)節水に取り組み、排水処理への負荷低減を図り、余剰汚泥の排出を抑制している。(汚泥)なるべく有価取引できるよう、水や不純物を混ぜないように管理する。(廃油)</p>		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>製品不良がないように、日々管理を徹底する。(食残・廃プラ)廃棄物分別について従業員教育の徹底を図っていく。(食残・廃プラ・廃油)</p>		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>ゴミ袋を色分けして、動植物性残渣に廃プラ等の異物が混入しないように分別している。(食残・廃プラ)ダンボール、紙類、紙筒、ゴム製品、プラスチック類、混合廃棄物等に分別し、有価で引き取ってもらえるよう管理を行っている。(廃プラ・金属くず)不純物の混じらない廃油は有価となるため、混合しないよう徹底を図っている。(廃油)</p>
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>引き続き分別の徹底と、教育の実施。(全)</p>

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 排水処理で余剰汚泥を脱水機にて脱水処理。(汚泥)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取り組みの継続と徹底。(汚泥)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 再生利用ができるように、分別の日々管理を行っている。(食残・汚泥)可能な限り再生利用業者への処理委託を行い。最終分量の低減をはかる。(廃プラ・金属くず)可能な限り有価引取りをしてもらえるよう、不純物を混ぜないように管理をしていく。(廃油)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>動植物性残渣及び汚泥の再生利用が出来る処理業者への委託を継続実施する。(食残・汚泥)現状の取組みを継続実施する。(廃プラ・金属くず)引き続き可能な限り有価引取りとなるよう不純物を混入させないよう、従業員の教育の徹底を図っていく。(廃油)</p>		
※事務処理欄			

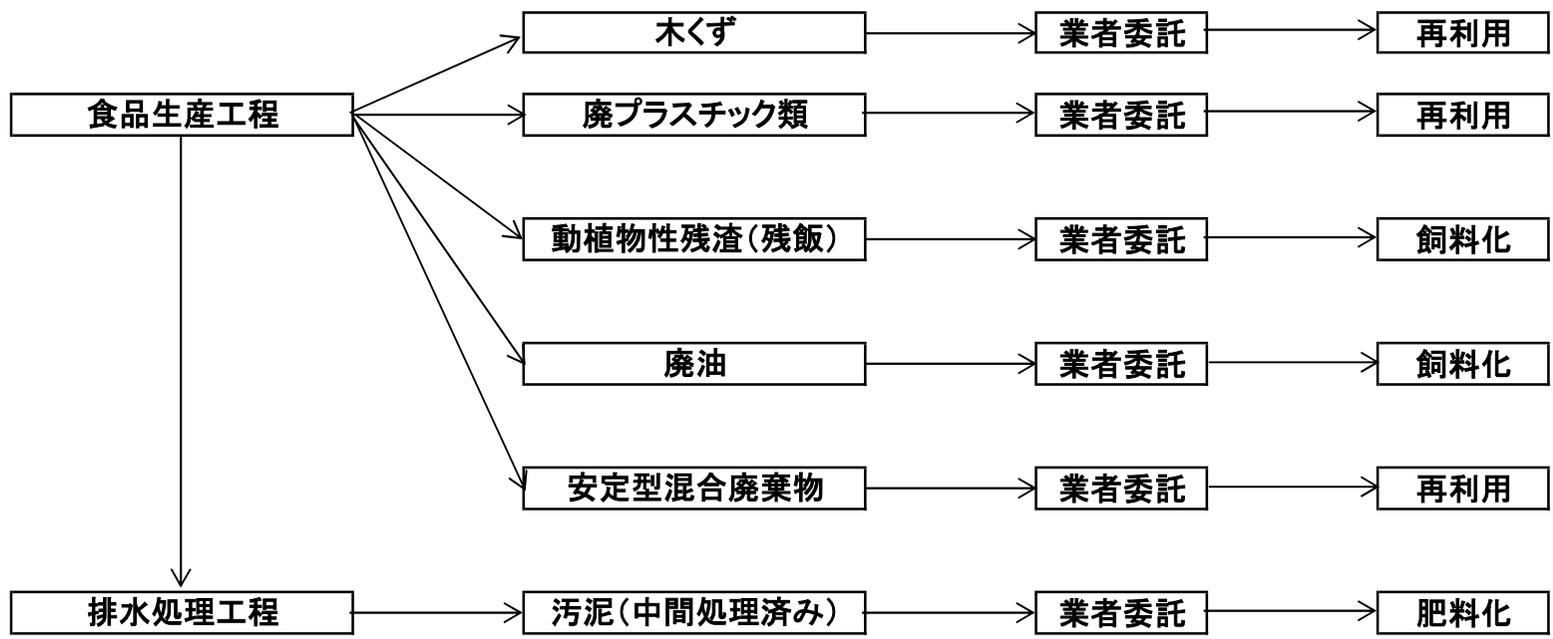
(第6面)

備考

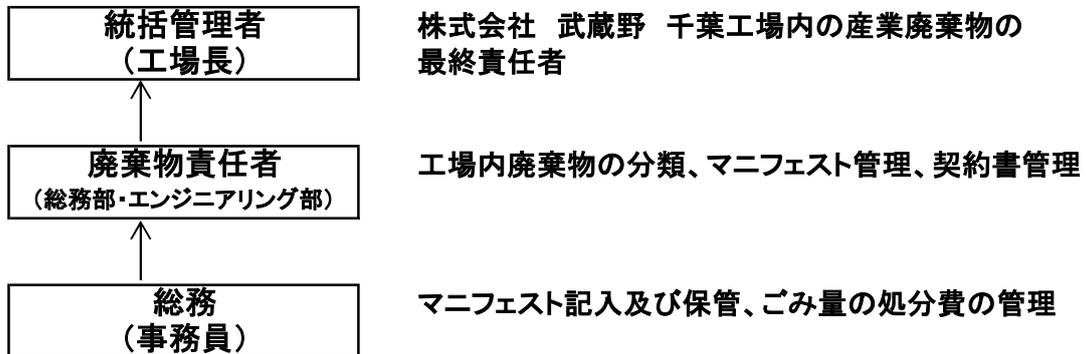
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	安定型混合廃棄物	廃プラスチック類	動植物性残渣	汚泥	油泥（含水油）	油カス	管理型混合廃棄物	木くず
	排出量	5.2 t	467.7 t	914.9 t	27854.4 t	10 t	0.9 t	10.9 t	1.7 t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	安定型混合廃棄物	廃プラスチック類	動植物性残渣	汚泥	油泥（含水油）	油カス	管理型混合廃棄物	木くず
	排出量	4.9 t	444.3 t	869.2 t	26461.7 t	9.5 t	0.85 t	9.5 t	1.6 t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	安定型混合廃棄物	廃プラスチック類	動植物性残渣	汚泥	油泥（含水油）	油カス	管理型混合廃棄物	木くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	安定型混合廃棄物	廃プラスチック類	動植物性残渣	汚泥	油泥（含水油）	油カス	管理型混合廃棄物	木くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	安定型混合廃棄物	廃プラスチック類	動植物性残渣	汚泥	油泥（含水油）	油カス	管理型混合廃棄物	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	26693.8 t	0 t	0 t	0 t	0 t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	安定型混合廃棄物	廃プラスチック類	動植物性残渣	汚泥	油泥（含水油）	油カス	管理型混合廃棄物	木くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	25359.1 t	0 t	0 t	0 t	0 t

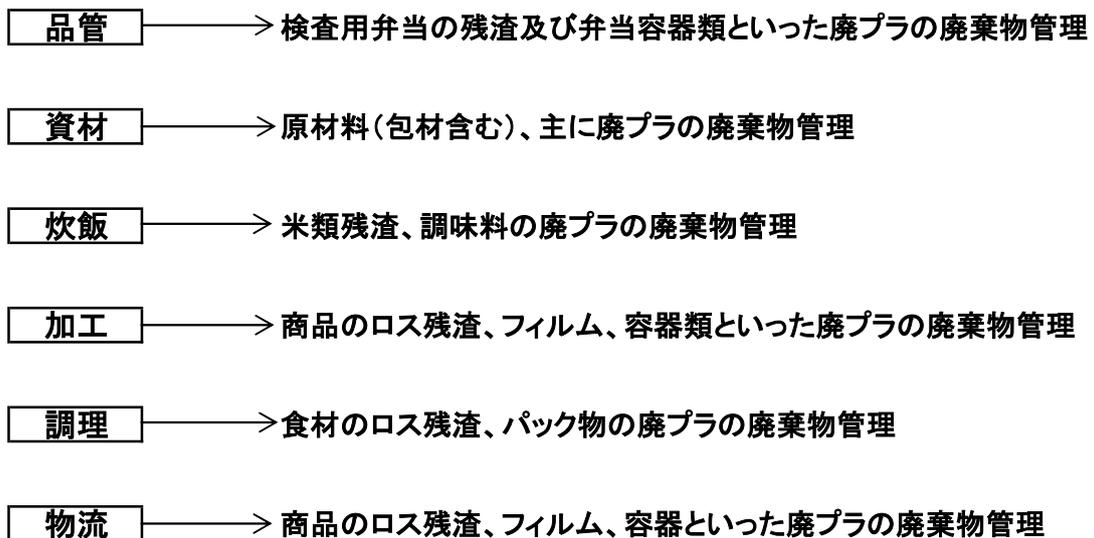
産業廃棄物の一連の処理工程(別紙①)



廃棄物管理組織図(別紙②)



(部署別役割) (業務)



【廃棄物発生時の対応】

※廃棄物発生時には、速やかに所定の保管場所に運搬・整理し廃棄する。
廃棄物の内容及び保管状態は、常に統括責任者及び産業廃棄物責任者は把握・確認する。

※ダンボール入りポリテナーなど、紙とプラスチックなどの混合廃棄物に関しては可能な限り分別を実施し、所定の場所に廃棄する。

※分別保管時、分類の区分けが分からない物は、各部署責任者に問い合わせ適切な処分をする。
廃棄物担当者が分からない場合は、収集運搬業者に問い合わせ、適切な処分を実施する。